

(株)ワールドアベニューへの差止請求訴訟に至った経過等

当該事業者への申入れ
・裁判外の差止請求・の実施

- (1) 「消費者機構日本（以下「当機構」という）」は消費者からの情報提供により、「株式会社ワールドアベニュー（以下「当該事業者」という）」の海外留学プログラム約款（2008年3月以降適用約款）を検証した結果、「申込金（現行約款での「留学業務取扱料金」に相当する。以下同様。）は契約締結後の解約時には一切返還しない」との定めがありました。これは当該事業者のサービス提供内容・状況とは無関係に、平均的な損害を超えた違約金等を定めるものであり、消費者契約法第9条1号に該当することから2010年5月17日に改善を申入れました。
- (2) その後、再申入れや面談協議等の結果、当該事業者は2010年12月に海外留学プログラム約款を改定し、「契約締結後の解約時には、サービス提供状況に応じた取消料を申込金から差し引いて返還する取り扱い」としました。しかし、その取消料は画一的に契約成立日からの起算のみで設定され、また「契約成立日から30日経過後には申込金の全額を取消料とし、申込金は返還しない」とするものでした。
- (3) 当該事業者の提供サービス内容からは、留学先等の決定時期、決定後もサービス履行状況によって解約時に生じる損害は異なるため、単純に契約成立日からの経過日数のみで申込金の一部又は全部を取消料とし徴収するのは、平均的損害を超えた違約金等を定めるものと言えます。
- (4) このため引き続き改善を求めましたが、当該事業者から改善回答を得られず、2011年9月14日に当該事業者の海外留学プログラム約款のキャンセル条項の差止請求訴訟を東京地方裁判所へ提起しました。
- (5) 同訴訟提起後、当該事業者では2011年10月17日に「契約締結後の解約時の取消料を、契約成立日及び出発日からの起算に区分し、留学業務取扱料金（当初約款での「申込金」に相当する。以下同様。）に対する割合をもって7区分の設定」に改善したものの、次の問題点があつたため、それに限定した訴えへ変更し（2011年12月26日）、訴訟を継続しました。
＜問題点（訴訟の訴えの変更内容）＞
7区分の内、「ハ」の「契約成立日から31日目で留学業務取扱料金の30%を取消料とする設定」については、その期間内のサービス提供内容と取消料水準の整合性に疑問がある（特に看護師資格取得や大学等留学等プログラムでは、留学業務取扱料金の水準から高額な取消料となる）。
- (6) 今回、当該事業者での詳細業務内容（渡航先や留学先学校の確定と入学手続き内容及びそれらの対応時期等）を確認した結果、留学先学校への出願手続きや看護師資格取得の申請書類作成等をもって留学業務取扱料金の30%に相当する業務が行われ、申込者のほとんどが60日以内に願書申請等の入学手続きを終えている資料が示されたこと、さらに当該事業者が「留学業務取扱料金の30%の取消料とする時期を契約成立日から61日目に変更する（全プログラムに適用）」との申し出があつたため、裁判上の和解を判断しました。

当該事業者に対する差止請求訴訟の提起

以上